

[事案 28-252] 契約解除無効請求

・平成 29 年 7 月 28 日 和解成立

<事案の概要>

募集人の告知妨害等を理由に、告知義務違反による契約解除の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 27 年 2 月に契約した終身医療保険について、以下の理由により、告知義務違反による契約解除を取り消してほしい。

- (1) 募集人に、検査を受け、1 年後に再検査であることを伝えたが、その程度の経過観察であれば問題ないと言われたため、告知をしなかった。
- (2) 募集人より、本契約は既契約の継続で、保険料が安くなり、保障内容もよくなると説明されただけであり、既契約を解約して加入することの説明はなかった。
- (3) 募集時、家族の同席がなく、保険会社の高齢者募集ルールが遵守されていない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人から、検査を受け経過観察中であることは聞いていない。
- (2) 募集人は、既契約を解約し、新たな契約への加入になることは説明している。
- (3) 申立人の子の同席を求めたが、都合が合わなかったため、同席でなければならない旨伝えただけで、最終的に別々に署名をいただいた。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。なお、募集人は既に退職しており、連絡が取れず、事情聴取を実施することはできなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の告知妨害や誤説明、説明不足は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 本契約の募集は、主に募集人の手書き資料を用いてなされたと推察されるが、同資料の記載には、既契約は継続し、既契約に新たな保障が付加されるとの誤解を生じさせる余地がある。そして、募集人の事情聴取ができなかったことから、同資料によって適切な勧誘がなされたのかを確認することはできず、募集人の説明に問題があった可能性を否定できない。
- (2) 本契約の募集時、申立人の子は同席しておらず、保険会社の高齢者募集ルールが遵守されていない。また、高齢者募集ルールが遵守されたことを確認するために作成される書類にも、子の同席がないのに、子が募集時に同席し、説明を理解したとする子の署名がなされており、不適切と言わざるを得ない。